

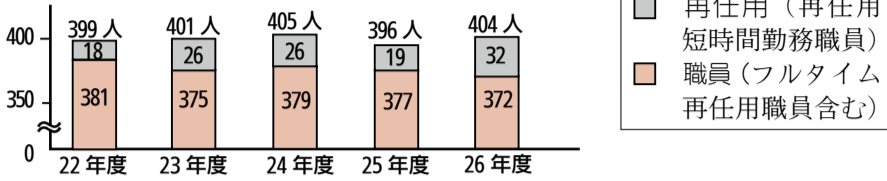
人事行政の運営等の状況

市の人事行政の運営における公正性及び透明性を高めるため、福生市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、職員の任免、職員数、給与、勤務条件等の概要を市民の皆さんにお知らせします。

【問合せ】職員課
☎ 551・1589

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員数の推移（各年度 4 月 1 日現在）

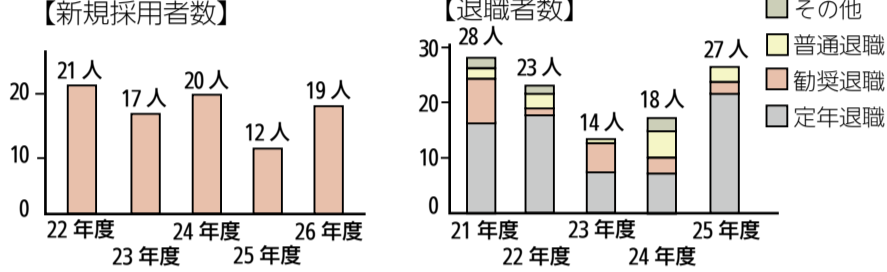


※ 26 年度の職員数には、以下の派遣職員（計 8 人）を含んでいます。瑞穂斎場組合（1 人）、西多摩衛生組合（1 人）、東京たま広域資源循環組合（1 人）、福生病院組合（1 人）、東京市町村自治調査会（1 人）、東京都（2 人）、北海道登別市（1 人）

(2) 部門別職員数の状況

4 面「職員等の給与状況」をご覧ください。

(3) 採用者数及び退職者数の推移



2 職員の給与の状況

4 面「職員等の給与状況」をご覧ください。

3 職員の勤務時間その他の勤務状況

(1) 職員の勤務時間の状況（標準的なもの）

職員の勤務時間は、1 週間の勤務時間が 38 時間 45 分となっています。

1 週間の勤務時間	1 日の勤務時間	勤務時間	週休日
38 時間 45 分	7 時間 45 分	午前 8 時 30 分～ 午後 5 時 15 分	日曜日及び土曜日

- ・水曜日の時間外開庁時の職員は午前 11 時 15 分～午後 8 時に勤務します。
- ・土曜日の開庁時に勤務する職員は、原則として月曜日を週休日としています。
- ・施設の開館日、開館時間帯、職務の性質により交代制勤務を行っている職場があります。

(2) 職員の年次有給休暇の状況（平成 25 年）

1 年につき 20 日間を付与し、その年に使用しなかった日数があった場合には、20 日を限度に翌年に限り繰り越すことができます。

【対象職員数】 350 人 【平均取得日数】 9.4 日

(3) 育児休業の状況（平成 25 年度）

地方公務員の育児休業等に関する法律に基づき、子を養育する職員の継続的な勤務を促進するため、3 歳に満たない子を養育するための休業制度です。

【育児休業取得者数】〈男性職員〉 0 人 〈女性職員〉 7 人

4 職員の分限及び懲戒処分の状況

【分限処分】地方公務員法第 28 条の規定により、職員がその職務を十分に果たすことのできない一定の事由のある場合に、免職、休職、降任などの処分を行います。

【懲戒処分】地方公務員法第 29 条の規定により、公務における規律と秩序を維持することを目的として、職員に法律違反などの一定の義務違反に対して、免職、停職、減給、戒告の処分を行います。

平成 25 年度

区分	分限処分			懲戒処分			
	免職	休職	降任	免職	停職	減給	戒告
処分者数	0 人	5 人	0 人	0 人	0 人	0 人	1 人

5 職員のサービスの状況

すべての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のため勤務し、職務遂行に当たっては全力を挙げて専念しなければなりません。職務遂行に関して職員が守るべき義務は次のとおりです。

区分	内容
法令等及び職務命令に従う義務	法令等に従い、かつ、上司の職務命令に従わなければならない。
信用失墜行為の禁止	職員は、職の信用を傷つけ、又は職の不名誉となるような行為をしてはなりません。
秘密を守る義務	職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはなりません。その職を退いた後も同様です。
職務に専念する義務	職員は、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければなりません。
政治的行為の制限	職員は、政党その他の政治的団体の結成に関与する等の政治的行為が禁止されるなどの制限があります。
争議行為等の禁止	職員は、争議行為等が禁止されています。
営利企業等の従事制限	職員は、職務の公正を確保する等の観点から、営利企業等に従事することは制限されています。

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況（平成 25 年度）

(1) 職員研修の実施状況

区分	実施機関	研修種別	研修内容	回数(回)	延べ受講者数(人)
組織内研修	福生市	職層別研修	新任職員・係長・課長など職層ごとの能力向上と知識習得を図る研修	6	49
		実務研修	契約研修など実務能力の向上を図る研修	21	642
		能力開発研修	クレーム対応など資質の向上を図る研修	6	122
		人事考課研修	人事考課制度の本質と基本的なルールの趣旨、仕組みの理解を図る研修	14	318
		特別研修	議会傍聴研修、応急救護研修などさまざまな知識を習得し、幅広い視野を養う研修	31	957
組織内研修（計）				78	2,088
派遣研修	東京都市町村職員研修所	職層別研修	新任職員・係長・課長など職層ごとの能力向上と知識習得を図る研修	44	127
		選択研修	担当業務の実務、政策法務、能力開発、情報処理、自己啓発を支援する特別研修等	76	124
	自治大学校等	全国の市町村職員を対象とした、専門研修機関での研修	2	2	
	その他	専門機関による実務研修、行政課題に関する講演会参加等	14	14	
講師派遣	他機関の研修講師として登壇	2	2		
派遣研修（計）				138	269
専門研修	実務に必要な資格取得等を目的とした研修	13	13		
合計				229	2,370

(2) 勤務成績の評定状況

職員の一人ひとりの職務遂行能力、仕事の成果、仕事に対する取り組み状況等について一定の基準と手続きに基づいて把握するため、人事考課制度を実施しています。

目標設定及び取り組み状況については、個人職務目標申告書をもとに、幹部職員が面接指導を行い職員の育成に役立てています。

評価結果については、職員の任用・給与制度、配置管理、人材育成等に積極的に活用していきます。

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 健康診断の実施状況

【平成 25 年度受診状況】〈定期健康診断〉 153 人 〈人間ドック〉 314 人

※その他に胸部レントゲン、胃検診、VDT 検診等を実施

(2) 福利厚生

地方公務員法の規定に基づき、福生市職員共済組合を設置して職員の元気回復、福利厚生等に関する事業を行っています。必要な経費は、職員が負担する組合費と市の交付金がおおむね 52 対 48 でまかなわれています。

【組合員数】 399 人 【交付金】 6,367 千円 【一人当たりの交付額】 15,957 円

(3) 公務災害補償

職員の公務上、通勤途上の災害に対して、地方公務員災害補償法に基づく補償を行っています。

【平成 25 年度発生状況】 6 件

8 公平委員会の業務の状況

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況

公務員には労働基本権の一部が制限されているため、その代償措置として設けられているもので、給料、勤務時間、執務環境等に不服がある場合、公平委員会に対し審査等を要求する制度です。福生市は他市町村と共同して東京都市町村公平委員会を設置しています。

(2) 不利益処分に関する不服申立ての状況

職員は、懲戒その他その意に反する不利益な処分に関して、公平委員会に不服申立てをすることができます。

(3) 苦情処理の状況

職員は、勤務条件その他の人事管理に関して、公平委員会に苦情の申出及び相談をすることができます。

※ (1) ~ (3) の案件数

前年度からの継続案件数	平成 25 年度事案数	完結件数	翌年度継続件数
0 件	0 件	0 件	0 件

災害等の非常時は福生市防災ブログ (http://blogs.yahoo.co.jp/fussacityhal) から情報提供します。